RTPAに関する情報提供

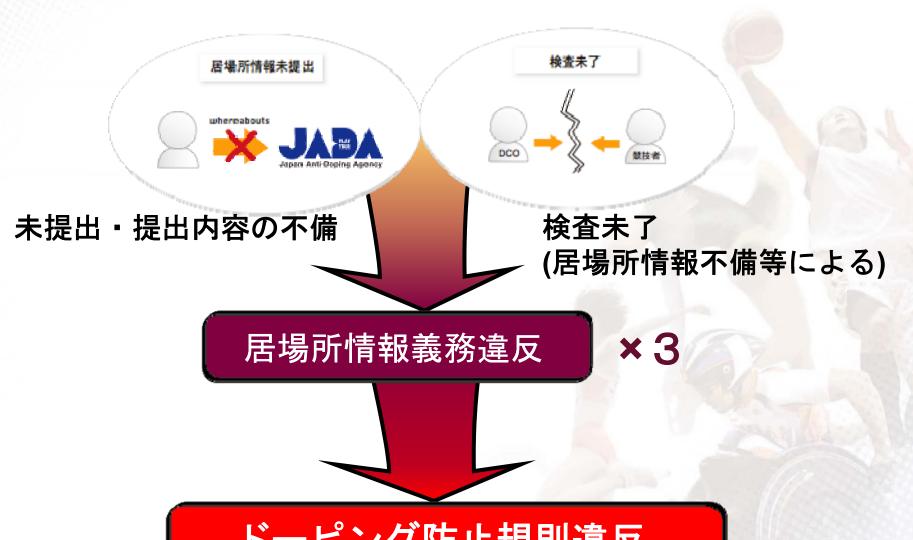
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 事務局次長 高橋 建志



居場所情報義務違反について



居場所情報義務違反



ドーピング防止規則違反





平成24年度居場所情報義務違反 発生件数

- ▶ 居場所情報未提出:18件
- ▶ 検査未了:74件
- 居場所情報義務違反×2のRTPA 6名(平成24年度終了時)

競技団体の皆様にご協力をいただき、居場所情報更新頻度が増加する等、 RTPAの意識の改善されています。

居場所情報義務違反によるドーピング防止規則違反防止のため、今後とも ご協力をよろしくお願いいたします。



RTPAに関する対応の変更について



60分時間枠内における競技会外検査での対応変更について

指定された60分の時間枠に実施される競技会外検査において、指定された場所に競技者が不在であった場合、指定された60分の時間枠時間終了5分前に、競技者の居場所情報に明記されている電話番号へ、ドーピング検査員(DCO)から不在確認のために電話をかける対応へ変更しました。

<u>なお、原則、時間内に通告できない場合は検査未了となりま</u> す。

【確認事項】

ISTの変更草案にて、具体的な手順の変更案が提示されたこと、及び海外ドーピング防止機関の実践事例を踏まえての変更 ADAMSにおいて、電話番号未登録の競技者につきましては、電話連絡は実施しません。



ADAMS問い合わせダイアルの 対応時間変更

- 1)ADAMS問い合わせダイヤル
- 2)居場所情報問い合わせメールアドレス

対応時間: 土日、祝日及び当機構休業日を除く、

平日10:00~18:00

【確認事項】

居場所情報更新ダイヤル、メール及びFAXでの居場所情報更新については、これまで通り24時間受信します。

注)電話、メール、FAXによる居場所情報更新の利用は、JADA-RTPのみに登録された競技者が対象となります。



「JADA検査対象者登録リスト居場所情報管理細則」 の改訂

【主な変更点】

1項 RTPA登録対象者の基準

対象者について、要件の変更、資格停止期間中の競技者の登録など、基準を新たに設定

※ 今後、JADA担当者より、新細則の基準に合わせた RTPAの構築について、調整のため、ご連絡いたします。





居場所情報提供について



居場所情報提出期限について

➤ RTPAは、以下の各四半期提出期限までに、居場所情報を確実に提出しなければならない

【提出期限】

第1四半期(4~6月分) 3月30日

第2四半期(7~9月分) 6月30日

第3四半期(10~12月分) 9月30日

第4四半期(1~3月分) 12月31日

★ 6月30日が、第2四半期の提出期限となっています。

※IF-RTPの方は、IF規程により、別途提出期限が定められている場合がありますので、確認をお願いします。

また、提供に関して、本機構への問い合わせは、6月28日までに完了するよう、競技者への周知をお願いたします。



合宿情報の取り扱い

平成24年度第2回及び第3回加盟団体連絡会議兼ドーピング防止研修会 ご説明内容の再確認





居場所情報としての、 日本代表チーム合宿情報の取り扱い

これまでの目的:

- 1)日本ドーピング防止規程に基づき、日本代表として競技する競技者の居場所情報を収集し、円滑且つ効果的なドーピング検査を実施するため。
- 2)可能な限り、RTPA以外の競技者に負担をかけずに、検査 実施の機会を確保するため。



居場所情報としての日本代表チーム合宿情報の取り扱いについて、混乱が生じていたため制度の見直しを行い、<u>居場所情報として収集することを廃止。</u>





教育啓発活動のための 日本代表チーム合宿情報の取り扱い

- ▶今後の活用 日本代表チームを始め、その他対象者への教育啓発 プログラムの提供機会及び対象群の検討
- ▶JADAへ提出する合宿情報 スケジュールと合宿会場についての情報(四半期分)
- ※昨年度に引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。 詳細については、JADA職員にご確認ください。



公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 JADA 検査対象者登録リスト居場所情報管理細則の一部改正について

1 改正理由

検査対象者登録リストへの登録要件の見直しによる改正。

2 新旧対照表

改正後 現行

- 1.1 JADA に加盟する各国内競技連盟は、以下 | 1.1 JADA に加盟する各国内競技連盟は、1.2 に示す基準に従い候補となる競技者を選 出し、そのリストをJADAに提供するものとす る。JADA は、各国内競技連盟から提供さ れた候補者の中から、対象者を確定して JADA 検査対象者登録リストに登録し、当該 国内競技連盟に通知するものとする。
 - ① 日本オリンピック委員会の強化指定 選手で以下に該当する競技者 ア.エリートA イ.エリートB ウ.ユースエリート
 - ② 日本スポーツ振興センターより個人と して助成を受けている競技者
 - ③ JADA の検査対象者登録リストに登録 されている期間中に競技から引退し、 競技への復帰を希望する競技者(本 細則 2.3 参照)
 - ④ オリンピック競技会に出場する競技者 (大会開村日 12 ヶ月前から登録を開 始する)
 - ⑤ 競技団体の強化指定選手に指定さ れている競技者
 - ⑥ 国際競技連盟の検査対象者登録リス トの対象として指定されている競技者

項に示す基準に従い候補となる競技者を 選出し、そのリストを JADA に提供するもの とする。JADA は、各国内競技連盟から提 供された候補者の中から、対象者を選出し て JADA 検査対象者登録リストに登録し、 当該国内競技連盟に通知するものとする。

改正後 現行

- 1.1 の対象者に加えて、JADA は、以下の 1. 2 基準により、検査対象者を選定してJAD A検査対象者登録リストに登録し、当該競 技者が登録する国内競技連盟に通知す るものとする。
 - ① 日本ドーピング防止規律パネル及び その他のドーピング防止機関のドー ピング防止規律パネルが決定したド ーピング防止規則違反による資格停 止期間にある競技者、及び当該資格 停止期間が終了し、競技に復活する 競技者

(原則として該当する全ての競技者を 登録する。登録開始時期は JADA が 指定する)

② その他、JADA が検査対象者登録リス トへの登録が必要と判断した競技者

- 2. JADA 検査対象者登録リストへの登録、 除外、引退、復帰
- 競技者に対しては、同リストの登録対象とな ったことが JADA 事務局から書面により</mark>通知 される。

- 1.2 検査対象者登録リスト候補者の選出基準 は、以下のとおりとする。
 - ① 以下のアまたはイに該当する競技者が いる国内競技連盟は、該当する競技者 を全て選出すること。ただし、国内競技 連盟は、オリンピック大会に出場する競 技者については、オリンピック大会の 12 ヶ月前から選出すること。
 - ② 以下のアまたはイのいずれかに該当す る競技者がいない国内競技連盟は、以 下のウに該当する競技者を選出するこ と。ただし、国内競技連盟は、オリンピッ ク大会に出場する競技者については、 オリンピック大会の 12 ヶ月前から選出 すること。
 - ③ 前記①及び②以外の競技者がオリンピ ック大会に出場する場合には、日本オリ ンピック委員会は、当該競技者をオリン ピック大会の 12 ヶ月前から選出するこ ے ح
 - ア. 日本オリンピック委員会強化指定選 手の中で、スポーツ振興センターより 公的助成金を得ている競技者。
 - イ. 国際競技連盟より検査対象者登録リ ストの対象として指定されている競技
 - ウ. 国の代表として競技する競技者。
- 2. JADA 検査対象者登録リストへの登録、 引退、復帰
- 2.1 JADA 検査対象者登録リストに登録された | 2.1 JADA 検査対象者登録リストに登録された 競技者に対しては、同リストの登録対象とな ったことが JADA 事務局から書面により通知 される。

改正後 現行

<追加>

- 2.2 JADA 検査対象者登録リストから除外された 競技者に対しては、同リストから除外された ことが JADA 事務局から通知される。
- 2.3 JADA 検査対象者登録リストに登録された 2.2 JADA 検査対象者登録リストに登録された 競技者が競技から引退する場合には、世 界ドーピング防止規程・検査に関する国際 基準第 11.2.5 条に従い、JADA、及び当該 国内競技連盟へ書面(別添 1:JADA 検査 対象者引退届)にてその旨を連絡するもの とし、JADA 事務局にて同届出を受理後、リ ストから削除されたことが競技者へ書面によ り通知される。
- 2.4 JADA 検査対象者登録リストに登録された 2.3 JADA 検査対象者登録リストに登録された 競技者が引退後、再度競技に復帰する場 合には、世界ドーピング防止規程、検査に 関する国際基準第11.2.3条、及び日本ドー ピング防止規程第 5.6.2 項に従い、競技会 復帰の少なくとも6ヶ月前までに、その旨を JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別 添2:JADA検査対象者復帰届)にて連絡す るものとする。
- 3.5 通信環境等の事情により、ADAMS による 居場所情報の提供・更新が困難な場合に は、電話、書面、メールによる提供・更新も 可能とする。
- 5.2 居場所情報未提出についての各違反は、 居場所情報の提供期限の日から 18 ヶ月を 経過した時点をもって失効するが、当該期 間を経過しない違反は、有効な違反として 3度の回数に算入されるものとする。居場所 情報未提出の違反を 18 ヶ月の起算点とす る場合には、当該居場所情報の提供期限 の翌日から起算するものとする。

- 競技者が競技から引退する場合には、世 界ドーピング防止規程・検査に関する国際 基準第 11.2.5 条に従い、JADA、及び当該 国内競技連盟へ書面(別添 1:JADA 検査 対象者引退届)にてその旨を連絡するもの とし、JADA 事務局にて同届出を受理後、リ ストから削除されたことが競技者へ書面によ り通知される。
- 競技者が引退後、再度競技に復帰する場 合には、世界ドーピング防止規程、検査に 関する国際基準第11.2.3条、及び日本ドー ピング防止規程第5.6.2 項に従い、競技会 復帰の少なくとも6ヶ月前までに、その旨を JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別 添2:JADA検査対象者復帰届)にて連絡す るものとする。
- 3.5 通信環境等の事情により、ADAMS による 居場所情報の提供・更新が困難な場合に は、書面による提供・更新も可能とする。
- 5.2 居場所情報未提出についての各違反は、 居場所情報の提供期限の日から 18 ヶ月を 経過した時点をもって失効するが、当該期 間を経過しない違反は、有効な違反として 3度の回数に算入されるものとする。居場所 情報未提出の違反を 18 ヶ月の起算点とす る場合には、当該居場所情報の提供期限 の日から起算するものとする。

| 改正後 | 現行 |
|--------------------------|----|
| <追加> | |
| 6 通知 | |
| 6.1 本細則において言及されているすべての通 | |
| 知は、日本ドーピング防止規程第19.2項の | |
| 規程に従う。 | |
| | |
| <追加> | |
| 附則 | |
| 1 この細則は、平成21年1月1日から施行する。 | |
| 2 この細則は、平成25年6月5日から改訂施行 | |
| する。 | |
| | |